

のりのり通信

不動産・相続の真の情報をお届けします

今年5月1日が八十八夜です。
 寒暖差はまだあるものの、確実に季節は夏に向かっていきますね。
 本来はゴールデンウィークもあって、旅行やレジャーには最適な季節ですが、
 コロナウイルスの影響で緊急事態宣言の延長も現実味を帯びてきました。(5月1日時点)

法務局は、職員の人数を減らしているため不動産の名義変更登記など、手続きに遅れが生じています。また、裁判所は訴訟申立の受付業務は行っていますが、裁判期日などはすべて延期となっており、後見人選任や遺言書の検認など手続きも進まない状況です。

民間企業でも、休業が多く時間的な余裕がある方も多いのではないのでしょうか？
 実は、14世紀からヨーロッパで大流行したペストの時も、社会活動の縮小を余儀なくされたようです。当時も時間的な余裕があったようですが、アイザック・ニュートンはその時間を利用して「万有引力」や「微分積分学」を発見したそうです。

ヒマだからといって自堕落になるのか？、創造的に過ごすのか、平等に与えられた時間の過ごし方で今後の人生が変わるのではないのでしょうか？創造的に過ごすため、瞑想や断捨離をしてみたいかがでしょうか？

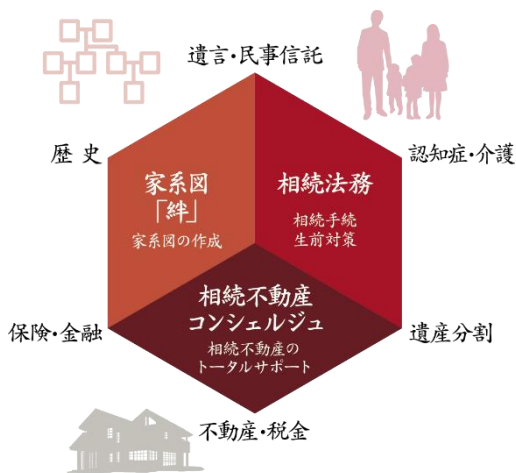
外出自粛要請のため、なかなか相談に行けないというお声を多く頂いています。弊社では、電話相談やオンライン相談も随時受け付けています。

どうぞお気軽にご連絡下さい。

2020年5月



相続法務グループ 代表司法書士 門脇紀彦
 東京司法書士会世田谷支部支部長



岸さんの 相続Q&A



遺言書を遺そうと思うのですが、
どのような方法で作成するのですか？



遺言書は、大きく2つに分けることができます。

1つは「自筆証書遺言書」です。便箋などにご自身が遺言内容を書き記します。

作成費用は用紙代だけなので安価にできるという利点があります。しかし法律で決められた様式に沿って作成しなければ遺言書の効力が無効になってしまいますので、あらかじめ下書きを法律の専門家にチェックしてもらうのが望ましいです。また、遺言書として各相続手続きを行うためには、家庭裁判所において「検認」という手続きを経なければなりません。

自筆証書遺言書は、文章から日付、ご自身の名前まですべてご自身で自署しなければなりませんので手間がかかります。しかしそれを受け取るご相続人からすると、想いを込めた手紙と捉えることもできますね。

遺言書と聞くと堅苦しいイメージもありますが、長年寄り添ったパートナーや大切な家族への感謝の想いを込めた手紙と考えると、肩肘張らず書けるのではないのでしょうか？

当方では、そのような大切な想いをお手紙にするお手伝いをしております。

最近ご相談の際、よく、お墓や先祖にまつわるお悩みをお聞きします。弊社グループの理念である家族の和（輪・話）を重んじるということは何十人、何百人のご先祖様を大切に、未来につなげていくことです。そんな想いから、よく頂くご相談事例をご紹介します。

毎月無料相談
実施中！
次回6月19日



大田区
Sさん

お墓にまつわる相談

先祖代々のお墓のあるお寺から、古い墓地区画を整理したいので、最近造成した墓地区画に移転してほしいと言われました。応じなければならぬのでしょうか？

お墓を移転させることは法律上、改葬に当たります。原則として墓地使用者の承諾が必要になります。お寺からの要望を拒否することもできますが、墓地移転の要望が、合理的な必要性が認められ、十分に説明をしている場合は拒否できないという判例があります。まずはお寺にきちんと説明してしてもらってはいかがでしょうか？



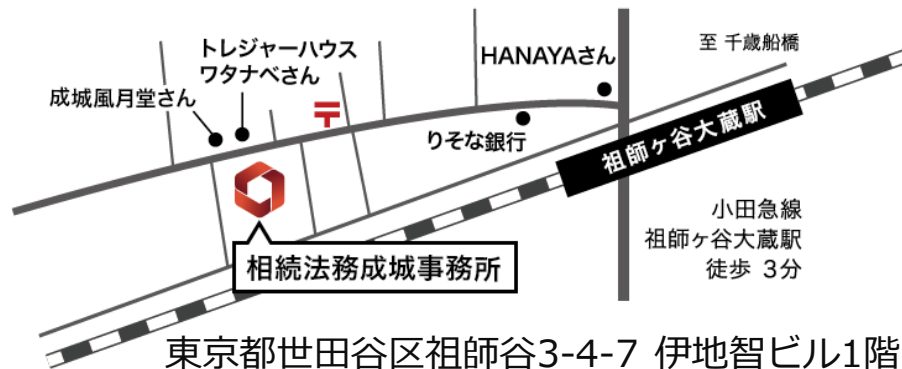
相続法務
スタッフ

家族の **和** 話を重んじ、日本の未来を創る

Inheritance Legal
相続法務
成城事務所 Seijo office

相続法務グループ

司法書士相続法務成城事務所
株式会社相続不動産コンシェルジュ
株式会社絆コーポレーション



☎ 03-5429-1096

Email contact@nk-js.net

お電話もしくはメールにてご相談ください。懇切丁寧にお答えいたします。